

「広報」



あに

1991

臨時号

編集・発行 秋田県阿仁町役場総務課

No. 348

## 特集：阿仁町畜産公社に対する損失補償



# 阿仁町畜産公社に対する

## 損失補償の履行について

平素町行政に対する、町民各位のご協力、ご支援を心より感謝申し上げます。

去る三月定例議会及び三月二十五日開催の臨時議会に当局より提案致しました、農林中央金庫秋田支店に対する阿仁町畜産公社の債務損失補償の履行に拘わる債務負担の補正について、その経緯をご報告申し上げます。町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

私が平成元年七月九日に町長に就任してから平成二年十二月定例議会以前の公社の経営債務の報告及び町監査委員会の監査結果につきましては、広報「あに」No.三四〇臨時号でお知らせ致した通りでございます。その後、農事組合法人阿仁町肉牛センター（代表渋沢浩）が設立され、阿仁町

畜産公社は平成二年十二月十四日総会を開き解散が承認されました。清算人として佐藤平安、柴田吉治、山田賢三の三氏が選任されました。総会に於いて報告のあった清算見込みは欠損金八一、一六六、八八〇円となっており、その内農林中金に対する町の損失補償分が含まれている内容であります。阿仁町肉牛センター代表渋沢浩より申請のあった治五兵衛岱にある町有牛舎、町有地の借入については、町の肥育施設設置の目的に沿うものとして町有財産の無償貸付を十二月定例議会で可決致しております。これらの事につきましては、本年一月発行の広報「あに」で町民各位にお知らせ致しました。

町としては公社設立以来

### 出資金

一〇、一〇〇千円  
施設用地及び造成費

一六、五三六千円  
肥育牛舎建設費等

三〇二、三二七千円  
（内町費七八、五二六千円）  
堆肥処理施設

二、七三三千円  
で、町が対応した総額は、一〇七、八九五千円となります。

今回、町が損失補償を求められました債務は、平成元年度の債務負担行為にもとづき、阿仁町畜産公社が農林中央金庫より借入した資金について、町が中央金庫と取り交わした損失補償契約の履行に拘わるものであります。町の財政的事情から、この金額を一度に返済することは困難な状況であるので、平成二年度から

平成七年度までの六ヶ年間で分割清算致したいと考えたものであります。また、平成二年四月二十九日に債務が確定し補償期限である七月二十九日も既に経過致した訳で、この間、県の地方課の指導を受けながら農林中央金庫と折衝を続けてまいりました。県の考えは、公社が存在している以上損失補償をすることは適法でないということであった。公社がこのまま経営を続けられるか、経営を別法人に移すかが焦点となつたが、経営内容は自己資金の不足、借入金が増嵩等により、益々厳しくなることから解散という結末になつた。農林中金との折衝の過程で遅延損害金の利息を本来の十一％から原貸出金利の五・八七五％まで軽減す

るよう要請致し、平成元年十二月三十日以降の利息の差額は三、三八八千円となりました。その結果、平成三年三月五日、農林中金から町にたいして送付された損失補償履行額は、

損失補償額  
七三、八二一、八六一円

損失補償基準日  
平成三年三月三十一日

約定元金  
七二、五〇〇、〇〇〇円

貸出最終期限  
平成元年十二月二十九日

損失確定日  
平成二年四月二十九日

遅延損害金  
五・八七五％  
（本来十一％）

というものであります。五年間の分割支払いの履行案は、

平成三年三月三十一日  
二〇、八二一、八六一円  
残元金

五三、〇〇〇、〇〇〇円

については平成八年三月三十一日を終期とするもので、

毎年九月三十日、三月三十一日の二回、合計十回、毎

回の履行額は五、三〇〇、〇〇〇円、返済利息は八・

二五％とするものであります。

す。この分割履行案では、元利合計八五、八四六、二三六円となります。

こうして農林中金との折衝の経過を踏まえ、平成三年三月十四日の三月定例議会に補正予算を追加提案致しましたが、議員各位より、住民負担を軽減する努力をもっとすべきである。これまでの経過を詳細に住民に報告する必要がある。又、公社の清算のめどや、理事者の責任等について意見が出され、採決の結果、損失補償の債務負担にかかわる補正予算案は、反対多数をもって否決されました。

当局としては議会の論議と意向をふまえ、精力的に農林中央金庫秋田支店と折衝を重ね、利息分の軽減や金利の引き下げ等について努力しました。その結果が実り農林中央金庫より次のような最終的な案の提示が示されました。

損失補償額  
七〇、四二一、三七七円  
損失補償基準日  
平成三年三月三十一日  
遅延損害金については、

平成三年三月三十一日までの概算利息三、四〇〇、四八四円は農林中金の責任に於いて町に請求をしない。従って最終的に町が損失補償する金額は、元金の未償還分七〇、四二一、三七七円となりました。この償還については、平成二年度より平成七年度の六ヶ年として分割金利についても、当初二年間は八・二五％を八・〇〇％に、それ以降は五・八七五％に軽減するという内容に前進しました。これに鋭意検討を加えた結果、先に中金より示された分割履行案より五、五四〇、四八四円の軽減となり、町としてもこれ以上の譲歩は望めないと判断致し、平成三年三月二十五日臨時議会を招集し再度補正予算を提案致しましたところ、議会としても当局の努力を認められ全会一致で可決承認をいただいたものであります。

しかしながら、元金未償還金七〇、四二一、三七七円、これに伴う分割金利九八八四、三七五円、元利総計八〇、三〇五、七五二円の多額の損失補償を履行しなければならぬことは、

町民に大きなご迷惑とご負担をおかけ致すことになり、その責任を痛感いたすものであります。ただ、これをいたずらに延ばすことは遅延損害金の金利を益々増大させることになるとともに、地方自治体が金融機関に対して損失補償不履行という不名誉な事態を生ぜしめ、且つ裁判事件に発展することを回避するため、どうしても今回のような措置をとらざるを得なかつた苦衷をご察しいただき、何卒深いご理解を得たくここに報告申し上げます。

尚、より深いご理解を戴くため下記により説明報告会を開催致しますから最寄りの会場へおいで下さるようご案内申し上げます。

記  
六月二十日 午後二時  
幸屋渡環境改善センター  
六月二十一日 午後二時  
阿仁町開発センター  
平成三年六月十日  
阿仁町長  
今井 乙 磨

## 事故対策センターの貸付金と介護料

自動車事故対策センターでは、交通遺児を健やかに育成するための資金を無利子で貸しています。また、交通事故で重度の後遺障害者となった人には介護料を支給しています。

### 交通遺児育成資金

対象

自動車事故で、保護者が亡くなったり、重度の後遺障害者となった家庭の、0歳から中学校卒業までの子ども。

申込者

その子を扶養している保護者。

貸付額

一時金 14万円  
月額 1万7千円  
小・中学校入学支度金 3万9千円

### 重度後遺障害者には介護料を支給

対象

自動車事故により、脳損傷・脊髄損傷を生じ、自力移動、自力摂食が不可能などの状態が3か月以上継続しているため、常時介護が必要な人。

介護料の額

入院日額 4千円  
自宅療養日額 2千円

支払期間

受付をした日から、介護料を支給する理由がなくなる日まで。

### 申込み・問い合わせ

秋田市八橋大畑2-12-53  
(秋田県自動車会館内3F)

自動車事故対策センター秋田支所  
☎0188(63)5875



# お知らせ

## ボイラー技士、クレーン 運転士、衛生管理者等の 免許試験を秋田市で実施

東北安全衛生技術センターでは、労働安全衛生法に基づく免許試験のうち、秋田地区出張特別試験(年一回限り)を秋田市において次のとおり実施します。

### 一、試験日

平成3年10月27日

(日曜日)

### 二、試験会場

秋田大学

秋田市手形学園町

### 三、試験の種類

・ボイラー技士(一級・二級)

・ボイラー整備士

・衛生管理者(二種・二種)

・クレーン運転士

・移動式クレーン運転士

四、受験申請書の受付期間

平成3年9月17日(火)

から9月21日(土)まで

5日間

(受付時間は、平日9時から16時、土曜日9時から12時です。)

五、受験申請書の提出先

秋田県労働基準協会

秋田市大町三丁目 協

働社大町ビル

ボイラー技士(一級・二級)

衛生管理者(一種・二種)

秋田県労働基準協会

秋田市大町三丁目 協

働社大町ビル

(☎018-831-3333)

ボイラー関係及びクレーン関係

ボイラー・クレーン安

全協会秋田事務所

秋田市千秋城下町 第

二金子ビル

(☎018-831-3333)

[出張特別試験なので、必ず右記のところに提出のこと。]

六、受験についての問合せ

は、右記の申請書提出先

または東北安全衛生技術

センター

(☎018-831-3333)まで。

## 警察官A(大卒程度) 採用試験について

### 1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員(人)					
	秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県	静岡県	警視庁
警察官A (大学卒業程度)	12	2	2	2	2	3

(第二志望まで選択可)

### 2. 試験日、場所等

#### 第一次試験

平成3年7月28日(日)

秋田県庁 正庁

合格者発表 秋田県は、8月9日(金)

その他の都県は、8月下旬

#### 第二次試験

秋田県は、平成3年8月下旬

その他の都県は、9月中旬

#### 最終合格者発表

秋田県は、9月中旬

その他の都県は、平成3年12月中旬

### 3. 受験資格

学歴	年齢
ア 学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成4年3月までに卒業見込みの者	昭和39年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた男子
イ 人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者	

### 4. 受験の申込先及び受付期間

秋田県警察本部警務課又は県内各警察署

平成3年6月10日(月)～同年6月29日(土)

郵送の場合、6月29日(土)の消印有効

## 秋田県職員採用 上級試験について

### 1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員(人)	試験区分	採用予定人員(人)
行政	35	農業土木	3
農学(一般)	12	化学	4
農学(果樹)	1	建築	1
畜産	1	資源工学	1
水産	1	電気	1
林学	6	学校事務	10
土木	6	司書	2

### 2. 試験日、場所等

#### 第一次試験

平成3年7月14日(日)

秋田経済法科大学

合格者発表 7月26日(金)

#### 第二次試験

平成3年8月下旬

秋田市

最終合格者発表 9月上旬

### 3. 受験資格

昭和37年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた者

ただし、「農学(一般)」、「農学(果樹)」及び「畜産」については、農業改良普及員の、「司書」については司書の資格取得者または平成4年3月31日までに資格取得見込みの者

### 5. 受験の申込先及び受付期間

秋田県人事委員会事務局

平成3年6月10日(月)～同月29日(土)

郵送の場合、6月29日(土)の消印有効